

欧州による監査に関する同等性評価 協議資料へのコメント

欧州委員会(EC)より、法定監査指令(来年6月29日までに各国で法制化)に基づく「監査に関する同等性評価」等の細則を定めるための協議資料が公表された。これに対する当方からの主なコメントは、以下の通り。

(総論)

- 同等性評価を行うに際しては、投資家保護を図りつつも、EU市場の開放的な性格を維持するよう留意すべき。
- 同等性評価を行うに当たっては、監査基準等の各論に立入ることなく、監査監督体制(品質管理、調査・処分、公的監視)の審査に重点を置くアプローチを支持する。
- 同等性評価及び(その結果を踏まえての)登録は、EU全体として統一的に実施されるべきで、各国毎に異なる取り扱いが許容されるべきではない。
- 我が国の監査監督体制は、EU指令上「同等」またはそれ以上であり、我が国監査法人を登録免除とすべきである。
- なお、我が国では、公認会計士法を改正する法案が国会に提出される見込みであり、外国監査法人等にも届出を求め、金融庁・審査会による監督対象となる可能性がある。

(各論)

- 当局間の協力関係については重要と考えるが、同等性評価の結論を出すに際して、EU加盟国当局と協力する能力があることを条件とすることは、評価プロセス全体に悪影響を与えかねないため、慎重であるべき。こうした能力は、例えば、MOUの締結等により示されうるが、EU域外国が27のEU加盟国当局と各々こうした取決めを結ぶことは困難だろう。
- 監査基準について評価対象とされた場合、当面、国際監査基準(ISA)と米国基準のみを経過的に認めるとされているが、経過措置の趣旨からすれば、現状認められている基準全てが引き続き認められるべき。
- 独立性規則についても評価対象となる場合が想定されているが、EU域内でも統一的な基準がそもそも存在していない。EU域内で統一的な基準がないにも関わらず、第三国の規則に関する評価を実施するのは適当ではない。